



# 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のお知らせ

通知書が届いたら、必ず内容をご確認ください。7月下旬になっても通知書が届かない場合は、税務課まで至急ご連絡ください。

▶問い合わせ 税務課 ☎ 73-3006

## 国民健康保険税

納税通知書は **7月上旬** に送付します

### ●納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

### ●国保税の計算方法

国保税は、「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」ごとに計算し、合算して世帯ごとに算出します。平成30年度から「資産割」を廃止し、税率を変更しました（詳細は広報5月号に掲載）。

なお、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の国保加入者が1人になった場合は、軽減措置があります。通知書に記載された額は減額後の税額です。

### ●所得に応じた軽減制度

世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。また、65歳未満の非自発的失業者（会社の倒産や解雇、雇用期間満了）に対する軽減制度もあります。

## 後期高齢者医療保険料

保険料額決定通知書は **7月中旬** に送付します

※今年度、75歳になる人は誕生日以降に送付

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の平成29年中の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。

なお、高齢者と若者の世代間の負担の公平化を図るために制度が見直されています。負担能力に応じた負担をしていただく必要があるため、一部の人は均等割額と所得割額が変わります。

### ●保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(限度額62万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{47,300円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{基礎控除後の総所得金額など} \times \text{所得割率} 9.26\% \\ \hline \end{array}$$

※保険料の賦課期日は、4月1日です。ただし、年度途中で被保険者資格を取得した人の賦課期日は、資格取得日となります。  
※基礎控除後の総所得金額などは、総所得金額および山林所得ならびに他の所得と区分して計算される所得の合計額から基礎控除(33万円)のみを控除した額のことです。

### ●納付に関する注意

後期高齢者医療保険料は国民健康保険税が年金天引きや口座振替になっていた人でも、最初は納付書での支払いに変わります。その後、特別徴収の要件を満たす場合は、納付方法が年金天引きになります。

#### 1. 平成30年4月、6月支給分の年金から保険料が天引き(仮徴収)された人

8月支給分の年金からも保険料が天引きとなります。4、6月の保険料額と同額です。年間の保険料額を確定し、確定額から仮徴収された額を差し引いた額をもとに、10月、12月、2月支給分の年金から天引きします。

#### 2. 1以外の人

①納付書または口座振替により納付する人(普通徴収)

年間の保険料額を8期に分けて納付していただきます。

②平成30年10月支給分の年金から保険料の天引きが開始される人

7月から9月までは、納付書または口座振替により保険料を納付してください。10月、12月、2月支給分の年金から残りの保険料が天引きされます。

### ●納付方法の変更

保険料を年金から天引きされている人で、口座振替による納付を希望する人は、税務課へお申し出ください。

※納付方法を口座振替に変更しても、納付する年間の保険料額は変わりません。

※市指定金融機関などに口座振替依頼書を提出し、その本人控を税務課へ持参してください。

## 介護保険料

保険料額決定通知書は **7月上旬** に送付します

※今年度、65歳になる人は誕生日以降に送付

### ●介護保険料の計算方法

介護保険料は、介護サービスにかかる費用を予測して基準額を決め、それをもとに、対象者の市民税の課税状況や所得、対象者の世帯の市民税の課税状況などに応じて、9段階に分かれています。

この基準額は3年ごとに見直しがされており、2018～2020年度の基準額は年額72,000円です（詳細は広報6月号に掲載）。

## 国民健康保険税

## 後期高齢者医療保険料

## 介護保険料の納め方

### ■年金から天引きされる人(特別徴収)

年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税と介護保険料の合算額や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない人

※年金天引きで保険税(料)を納めている人でも、納付書での支払いへ変更になる場合があります。保険税納税通知書、保険料額決定通知書でご確認ください。

#### 納め方 年6回の年金支給月に天引き

| 仮徴収                     |    |    | 本徴収                          |     |    |
|-------------------------|----|----|------------------------------|-----|----|
| 4月                      | 6月 | 8月 | 10月                          | 12月 | 2月 |
| 前年の所得が確定していないため、暫定額を天引き |    |    | 確定した額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引き |     |    |

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収を中止して口座振替に変更することができます。変更する場合は、税務課で手続きをしてください。ただし、滞納がないなど一定の要件を満たしていない人は、変更できません。

### ■納付書または口座振替の人(普通徴収)

特別徴収の対象とならない人、市内に転入してきた人、保険税額または保険料額が変更になった人、年度の途中で制度の対象年齢になった人(介護：65歳/後期高齢者：75歳)

納め方 ①納付書で市役所・支所・指定金融機関の窓口で納付 ※国民健康保険税のみコンビニ納付が可能  
②口座振替で納付(届け出が必要)

#### 平成30年度納期限(口座振替日)

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 第1期 | 7月31日(火)  | 第5期 | 11月30日(金) |
| 第2期 | 8月31日(金)  | 第6期 | 12月25日(火) |
| 第3期 | 10月1日(月)  | 第7期 | 1月31日(木)  |
| 第4期 | 10月31日(水) | 第8期 | 2月28日(木)  |

※全期前納を希望する人は、**全ての納付書(8枚綴り)**で納めてください。(全期前納用納付書は添付されていません)

※10月支給分の年金から保険税・保険料の天引きが開始される人は、7～9月は納付書または口座振替で納めてください。

※口座振替手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで必要です。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の掛け金は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。